

平成 30 年 5 月 吉日

SMBC個人型プラン
加入者等の皆さまへ

株式会社三井住友銀行
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

運用商品追加のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、SMBC個人型プランに関しまして、皆さまの資産運用における選択肢の拡大を目的として、5月28日より下記の商品を追加することと致しましたのでご案内申し上げます。追加する商品の内容等につきましては、添付資料にてご確認ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社のコールセンターまでご照会ください。

敬具

記

1. 追加する商品

- ・三井住友・資産最適化ファンド(1 安定重視型)
- ・三井住友・資産最適化ファンド(2 やや安定型)
- ・三井住友・資産最適化ファンド(3 バランス型)
- ・三井住友・資産最適化ファンド(4 やや成長型)
- ・三井住友・資産最適化ファンド(5 成長重視型)
- ・ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド
- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ <DC年金>
- ・日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)
- ・GS グローバル・ビッグデータ投資戦略 B コース(為替ヘッジなし)

2. 変更の開始時期について(変更はNRK WEB またはコールセンターでお手続きください)

- a. 運用商品預替(スイッチング)について
5/28 から可能となります。
- b. 掛金の運用割合変更(商品の配分変更)について
掛金対象年月の翌月 26 日(休日の場合は翌営業日)が掛金引落日となります。
5/28 からの商品追加のため、5 月分の掛金から割合変更の対象となります。
① 4 月分掛金(5/28 口座引き落とし分)は、追加商品の指定が行えません。
② 5 月分掛金(6/26 口座引き落とし分)以降、追加商品の指定が可能です。
6/11 から指定可能となります。

[本件に関するご照会]

【コールセンターご連絡先】 **0120-985-917 (通話料無料)**

ユーザーID、暗証番号をご用意ください。

自動音声に従って、本人認証の後に、メニュー番号⁹(オペレーター対応)をお選びください。

その後¹(商品および運用に関するお問い合わせ)にて、オペレーターとお話してください。

オペレーター対応時間 平日9:00~21:00

土日9:00~17:00(ただし、祝日・年末年始を除く)

以上

プラン商品一覧表(個人型年金規約 : SMBC個人型プラン)

運営管理機関:株式会社三井住友銀行

| 商品コード | 商品区分 | 運用商品 カテゴリー | 運用商品名 | NRK表示商品名(注1) | 運用会社名 (商品提供会社名) | 販売会社 | 売却順 (注2) | 指定運用 方法(注3) |
|-------|---------|---------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------|--------|-------------|----------------|
| 00092 | 元本確保型商品 | 預金 | 三井住友銀行確定拠出年金定期預金(3年) | 三井住友銀行の確定拠出年金定期預金(3年) | 三井住友銀行 | 三井住友銀行 | 1 | |
| 01493 | 元本確保型商品 | 預金 | 三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年) | 三井住友銀行の確定拠出年金定期預金(10年) | 三井住友銀行 | 三井住友銀行 | 2 | |
| 01842 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型) | 三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 14 | |
| 01843 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型) | 三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 15 | |
| 01844 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型) | 三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 16 | |
| 01845 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型) | 三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 17 | |
| 01846 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型) | 三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 18 | |
| 01597 | 投資信託 | バランス型投信 | 三井住友・DC世界バランスファンド(動的配分型) | 三井住友DC世界バランスファンド(動的配分型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 19 | |
| 01598 | 投資信託 | バランス型投信 | 世界国債プラス | 世界国債プラス | 大和住銀投信投資顧問 | 三井住友銀行 | 20 | |
| 01849 | 投資信託 | バランス型投信 | ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | ブラックロック・ジャパン | 三井住友銀行 | 21 | |
| 01075 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・DC年金バランス30(債券重点型) | 三井住友・DC年金バランス30(債券重点型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 22 | |
| 01076 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・DC年金バランス50(標準型) | 三井住友・DC年金バランス50(標準型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 23 | |
| 01074 | 投資信託 | バランス型投信(ライフサイクル型投信) | 三井住友・DC年金バランス70(株式重点型) | 三井住友・DC年金バランス70(株式重点型) | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 24 | |
| 01366 | 投資信託 | 国内株式型投信 | 三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド | 三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 3 | |
| 01599 | 投資信託 | 国内株式型投信 | 大和住銀DC日本株式アクティブファンド | 大和住銀DC日本株式アクティブファンド | 大和住銀投信投資顧問 | 三井住友銀行 | 4 | |
| 01848 | 投資信託 | 国内株式型投信 | SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> | SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> | SBIアセットマネジメント | 三井住友銀行 | 5 | |
| 00164 | 投資信託 | 国内債券型投信 | 三井住友・日本債券インデックス・ファンド | 三井住友・日本債券インデックス・ファンド | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 6 | |
| 01351 | 投資信託 | 外国株式型投信 | 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド | 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 7 | |
| 01200 | 投資信託 | 外国株式型投信 | 大和住銀DC海外株式アクティブファンド | 大和住銀DC海外株式アクティブファンド | 大和住銀投信投資顧問 | 三井住友銀行 | 8 | |
| 01847 | 投資信託 | 外国株式型投信 | 日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース) | 日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース) | アムンディ・ジャパン | 三井住友銀行 | 9 | |
| 01850 | 投資信託 | 外国株式型投信 | GSグローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(ヘッジなし) | GSグローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(ヘッジなし) | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント | 三井住友銀行 | 10 | |
| 01352 | 投資信託 | 外国株式型投信 | 三井住友・DC新興国株式インデックスファンド | 三井住友DC新興国株式インデックスファンド | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 11 | |
| 01596 | 投資信託 | 外国債券型投信 | 三井住友・DC外国債券インデックスファンド | 三井住友DC外国債券インデックスファンド | 三井住友アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 12 | |
| 01322 | 投資信託 | 外国債券型投信 | インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型) | 日興AM海外新興国債券 | 日興アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 13 | |
| 01413 | 投資信託 | その他投信 | 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け) | 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け) | 野村アセットマネジメント | 三井住友銀行 | 25 | |

(注1) NRKは日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社の略称です。

(注2) 運営管理業務委託手数料等が個人負担で個人別管理資産から充当する場合等、この順位にしたがい売却を行います(ただし、規約で定める未指図資産がある場合は、未指図資産から売却します)。

(注3) 規約で指定運用方法が定められている場合、当該指定運用方法に○を表示しています。

運用商品選定理由説明書(個人型年金規約 : SMBC個人型プラン)

運営管理機関:株式会社三井住友銀行

確定拠出年金法および関連法令、個人型年金規約に定めるところにより、運営管理機関として運用商品を選定しご提示いたします。

<1. 運用商品の全体構成>

- ・確定拠出年金制度の目的である国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付を相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを踏まえた運用商品群とした。
- ・元本確保型商品は、安定性を重視するニーズに応えるため、預金を選定した。
- ・投資信託は、伝統的資産(国内株式・国内債券・外国株式・外国債券)、複数の資産を組み込んだバランス型、および伝統的資産とは異なる資産を投資対象とするその他の投資信託からなる商品群とした。
- ・国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、バランス型、その他の投資信託にはベンチマークに連動した投資成果を目指すインデックス運用の商品を、積極的な運用ニーズに応えるため、国内株式、外国株式、バランス型にはアクティブ運用の商品を選定した。
- ・加入者等が基本的な教育で十分理解できるわかりやすい商品群に、やや高度な金融商品の知識が必要な商品が含まれている。

<2. 個別運用商品の選定理由>

| 運用商品名 | 選定理由 |
|----------------------------|---|
| 三井住友銀行確定拠出年金定期預金(3年) | 商品提供会社である三井住友銀行は財務状況も問題なく、定期預金の運用実績も十分である。又この三井住友銀行確定拠出年金定期預金(3年)は従来の定期預金をベースにして設計されており、長期に安定した運用が期待できる運用商品である。従って、法令上の元本確保型商品として選定した。 |
| 三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年) | 商品提供会社である三井住友銀行は財務状況も問題なく、定期預金の運用実績も十分である。又この三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)は従来の定期預金をベースにして設計されており、長期に安定した運用が期待できる運用商品である。従って、法令上の元本確保型商品として選定した。 |
| 三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DC世界バランスファンド(動的配分型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC世界バランスファンド(動的配分型)は、定量的な手法を中心に市場のリスクオン/オフ局面に応じて機動的に資産配分を変更するという一貫した方針に沿って運用され、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| 世界国債プラス | 運用会社である大和住銀投信投資顧問は長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。世界国債プラスは、主に世界の国債に投資しつつ、ポートフォリオの価格変動リスクの安定化を目指して、一部、為替ヘッジ比率の調整及び内外の株式へ投資するという一貫した方針に沿って運用され、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 運用会社であるブラックロック・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。 |

弊行が選定した運用商品ラインナップの中には、三井住友フィナンシャルグループの各社(※)が商品販売会社又は運用会社となる運用商品が含まれている場合がございます。

(※) 例えば、三井住友銀行、SMBC日興証券、大和住銀投信投資顧問、三井住友アセットマネジメント。

運用商品選定理由説明書(個人型年金規約 : SMBC個人型プラン)

運営管理機関:株式会社三井住友銀行

確定拠出年金法および関連法令、個人型年金規約に定めるところにより、運営管理機関として運用商品を選定しご提示いたします。

| 運用商品名 | 選定理由 |
|----------------------------------|---|
| 三井住友・DC年金バランス30(債券重点型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、安定性を重視したバランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DC年金バランス50(標準型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC年金バランス50(標準型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、安定性と成長性の両面を重視したバランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DC年金バランス70(株式重点型) | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、成長性を重視したバランス型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドは、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。 |
| 大和住銀DC日本株式アクティブファンド | 運用会社である大和住銀投信投資顧問は長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。大和住銀DC日本株式アクティブファンドのマザーファンドは、2003年より一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。 |
| SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> | 運用会社であるSBIアセットマネジメントは長年の投資信託の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ<DC年金>は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・日本債券インデックス・ファンド | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・日本債券インデックス・ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内債券型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンドは一貫した運用方針としており、運用の継続性は十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。 |
| 大和住銀DC海外株式アクティブファンド | 運用会社である大和住銀投信投資顧問は長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。大和住銀DC海外株式アクティブファンドは、米国において豊富な実績を有するT.ロウ・プライス社にマザーファンドの運用指図権限を委託しており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。 |
| 日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース) | 運用会社であるアムンディ・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。 |
| GSグローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(ヘッジなし) | 運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。GSグローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(ヘッジなし)は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DC新興国株式インデックスファンド | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC新興国株式インデックスファンドは一貫した運用方針としており、運用の継続性は十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。 |
| 三井住友・DC外国債券インデックスファンド | 運用会社である三井住友アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC外国債券インデックスファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。 |
| インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型) | 運用会社である日興アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型)は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。 |
| 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け) | 運用会社である野村アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)は一貫した方針に沿って運用されており運用の継続性が十分確保されている。従って、その他投資信託商品(不動産投信)として選定した。 |

弊行が選定した運用商品ラインナップの中には、三井住友フィナンシャルグループの各社(※)が商品販売会社又は運用会社となる運用商品が含まれている場合がございます。

(※) 例えば、三井住友銀行、SMB C日興証券、大和住銀投信投資顧問、三井住友アセットマネジメント。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。
- ② イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの助言に基づき、基本資産配分比率を決定します。
- ③ 安定的な収益の確保と信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
- ④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

下記の投資信託証券を主要投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

<投資対象とする投資信託>

●債券

| | |
|---------------------------|--|
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド |
| 先進国債券(除く日本)為替ヘッジなし | 外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)為替ヘッジあり | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 新興国債券 為替ヘッジなし | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF |

●株式

| | |
|--------------------|------------------------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) |
| 先進国株式(除く日本)為替ヘッジなし | 外国株式インデックス・マザーファンド |
| 新興国株式 為替ヘッジなし | エマージング株式インデックス・マザーファンド |

●リート

| | |
|------------------|----------------------|
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド |
| 外国リート 為替ヘッジなし | 外国リート・インデックス・マザーファンド |

3.主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2017年9月14日

6.信託期間

2017年9月14日から2037年9月15日まで

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

<ファンド>

ファンドの純資産総額に対して年0.9504%(税抜き0.88%)

<内訳(税抜き)>

委託会社 年0.39%

販売会社 年0.46%

受託会社 年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

<投資対象とする投資信託>

年0.4%程度(最大)

※管理報酬等は年度によって異なります。

<実質的な負担>

ファンドの純資産総額に対して

年0.9904%(最大)(税抜き0.92%)程度

※実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。

※ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。

10.信託報酬以外のコスト

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、ファンドの純資産総額に年0.00648%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、マザーファンドの購入・解約に伴う信託財産留保額等(それらにかかる消費税相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.分配方針

- ・年1回(原則として毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
 - ・分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

17.お申込不可日等

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)
再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

①株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

③不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

⑥カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

◆ファンドの特色

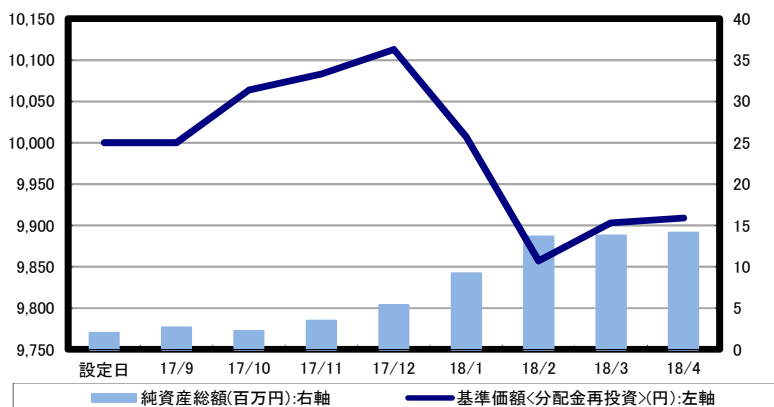
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に投資します。
- ・ベンチマーク ありません。
- ・目標とする運用成果 安定的な収益の確保と信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

◆基準価額、純資産総額

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 9,909 円 |
| 純資産総額 | 14 百万円 |

◆基準価額の推移グラフ



◆ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3か月間 | 6か月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|--------|-----|-----|-----|------|--------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -0.98% | -1.54% | - | - | - | - | -0.91% |
| ベンチマーク収益率 | - | - | - | - | - | - | - |
| 差異 | - | - | - | - | - | - | - |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | - | - | - | - | - |
| ベンチマークリスク | ----- | ----- | - | - | - | - | - |

*ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドに再投資した場合の収益率です。

*収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお設定日が月中の場合、設定日の属する月の月次収益率は含んでいません。

*収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

◆資産配分

*ウェイトは、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

| 資産 | 投資対象 | ウェイト |
|-------------|--|--------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) | 6.06% |
| 先進国株式(除く日本) | 外国株式インデックス・マザーファンド | 5.95% |
| 新興国株式 | エマージング株式インデックス・マザーファンド | 1.94% |
| | 株式 合計 | 13.96% |
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド | 0.97% |
| 先進国債券(除く日本) | 外国債券パッシブ・マザーファンド | 10.85% |
| 先進国債券(除く日本) | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド | 66.83% |
| 新興国債券 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF | 0.94% |
| | 債券 合計 | 79.60% |
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド | 2.00% |
| 外国リート | 外国リート・インデックス・マザーファンド | 2.99% |
| | リート 合計 | 4.99% |
| 短期金融資産 | 現金、預金等 | 1.45% |
| | 短期金融資産 合計 | 1.45% |

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

<リターン実績表>

単位%

設定日：2017年9月14日

| | リターン | リターン | リターン | リターン |
|----------|-------|------|------|------|
| 2018年4月 | 0.06 | | | |
| 2018年3月 | 0.47 | | | |
| 2018年2月 | -1.50 | | | |
| 2018年1月 | -1.05 | | | |
| 2017年12月 | 0.30 | | | |
| 2017年11月 | 0.19 | | | |
| 2017年10月 | 0.64 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※リターンは、分配金再投資基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。
- ② イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの助言に基づき、基本資産配分比率を決定します。
- ③ 安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

下記の投資信託証券を主要投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

<投資対象とする投資信託>

●債券

| | |
|----------------------------|---|
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド |
| 先進国債券(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本) 為替ヘッジあり | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 新興国債券 為替ヘッジなし | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマーGING・マーケット債券ETF |

●株式

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) |
| 先進国株式(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国株式インデックス・マザーファンド |
| 新興国株式 為替ヘッジなし | エマーGING株式インデックス・マザーファンド |

●リート

| | |
|---------------|----------------------|
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド |
| 外国リート 為替ヘッジなし | 外国リート・インデックス・マザーファンド |

3. 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2017年9月14日

6. 信託期間

2017年9月14日から2037年9月15日まで

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

<ファンド>

ファンドの純資産総額に対して年0.9504%(税抜き0.88%)

<内訳(税抜き)>

委託会社 年0.39%

販売会社 年0.46%

受託会社 年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

<投資対象とする投資信託>

年0.4%程度(最大)

※管理報酬等は年度によって異なります。

<実質的な負担>

ファンドの純資産総額に対して

年0.9904%(最大)(税抜き0.92%)程度

※実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。

※ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。

10. 信託報酬以外のコスト

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、ファンドの純資産総額に年0.00648%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、マザーファンドの購入・解約に伴う信託財産留保額等(それらにかかる消費税相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.分配方針

- ・年1回(原則として毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
 - ・分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

17.お申込不可日等

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)
再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

①株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

③不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

⑥カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)

◆ファンドの特色

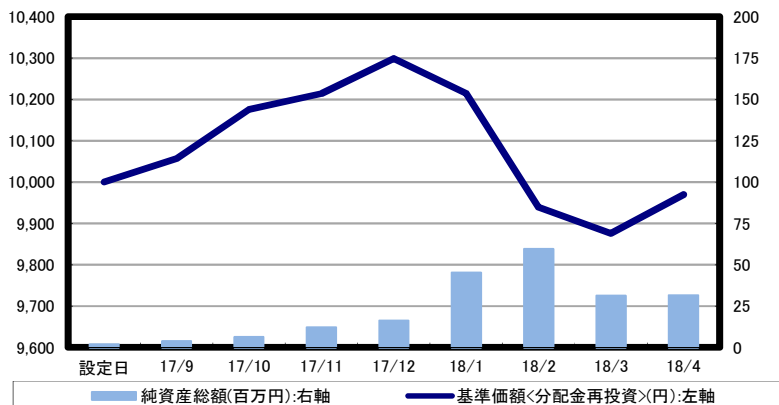
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に投資します。
- ・ベンチマーク ありません。
- ・目標とする運用成果 安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

◆基準価額、純資産総額

◆基準価額の推移グラフ

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 9,970 円 |
| 純資産総額 | 32 百万円 |



◆ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3カ月間 | 6カ月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|--------|-----|-----|-----|------|--------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -2.40% | -2.02% | - | - | - | - | -0.87% |
| ベンチマーク収益率 | - | - | - | - | - | - | - |
| 差異 | - | - | - | - | - | - | - |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | - | - | - | - | - |
| ベンチマークリスク | ----- | ----- | - | - | - | - | - |

* ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドに再投資した場合の収益率です。
* 収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお設定日が月中の場合、設定日の属する月の月次収益率は含んでいません。
* 収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

◆資産配分

* ウェイトは、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

| 資産 | 投資対象 | ウェイト |
|-------------|--|--------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) | 13.97% |
| 先進国株式(除く日本) | 外国株式インデックス・マザーファンド | 13.87% |
| 新興国株式 | エマージング株式インデックス・マザーファンド | 2.94% |
| | 株式 合計 | 30.78% |
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド | 0.98% |
| 先進国債券(除く日本) | 外国債券パッシブ・マザーファンド | 15.82% |
| 先進国債券(除く日本) | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド | 42.26% |
| 新興国債券 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF | 1.64% |
| | 債券 合計 | 60.70% |
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド | 2.98% |
| 外国リート | 外国リート・インデックス・マザーファンド | 3.96% |
| | リート 合計 | 6.95% |
| 短期金融資産 | 現金、預金等 | 1.58% |
| | 短期金融資産 合計 | 1.58% |

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)

〈リターン実績表〉 単位%

設定日: 2017年9月14日

| | リターン | | リターン | | リターン | | リターン |
|----------|-------|--|------|--|------|--|------|
| 2018年4月 | 0.95 | | | | | | |
| 2018年3月 | -0.63 | | | | | | |
| 2018年2月 | -2.70 | | | | | | |
| 2018年1月 | -0.82 | | | | | | |
| 2017年12月 | 0.83 | | | | | | |
| 2017年11月 | 0.37 | | | | | | |
| 2017年10月 | 1.18 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※リターンは、分配金再投資基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。
- ② イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの助言に基づき、基本資産配分比率を決定します。
- ③ 信託財産の成長と安定的な収益の確保の両方をバランスよく目指す運用を行います。
- ④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

下記の投資信託証券を主要投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

<投資対象とする投資信託>

●債券

| | |
|----------------------------|---|
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド |
| 先進国債券(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本) 為替ヘッジあり | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 新興国債券 為替ヘッジなし | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマーGING・マーケット債券ETF |

●株式

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) |
| 先進国株式(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国株式インデックス・マザーファンド |
| 新興国株式 為替ヘッジなし | エマーGING株式インデックス・マザーファンド |

●リート

| | |
|---------------|----------------------|
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド |
| 外国リート 為替ヘッジなし | 外国リート・インデックス・マザーファンド |

3. 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2017年9月14日

6. 信託期間

2017年9月14日から2037年9月15日まで

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

<ファンド>

ファンドの純資産総額に対して年0.9504%(税抜き0.88%)

<内訳(税抜き)>

委託会社 年0.39%

販売会社 年0.46%

受託会社 年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

<投資対象とする投資信託>

年0.4%程度(最大)

※管理報酬等は年度によって異なります。

<実質的な負担>

ファンドの純資産総額に対して

年0.9904%(最大)(税抜き0.92%)程度

※実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。

※ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。

10. 信託報酬以外のコスト

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、ファンドの純資産総額に年0.00648%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、マザーファンドの購入・解約に伴う信託財産留保額等(それらにかかる消費税相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.分配方針

- ・年1回(原則として毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
 - ・分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

17.お申込不可日等

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)
再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

①株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

③不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

⑥カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

◆ファンドの特色

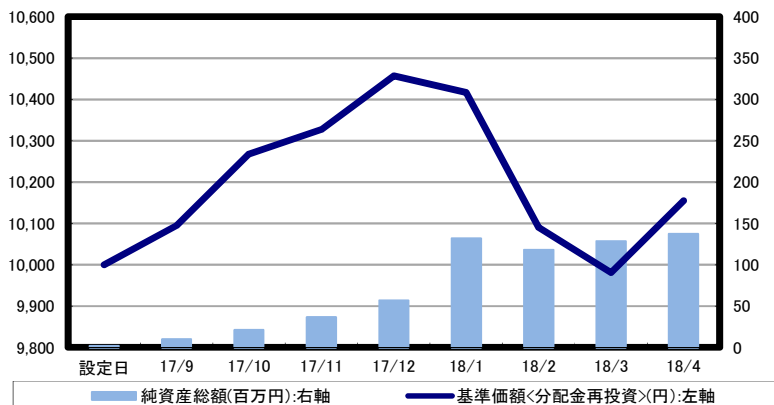
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に投資します。
- ・ベンチマーク ありません。
- ・目標とする運用成果 信託財産の成長と安定的な収益の確保の両方をバランスよく目指す運用を行います。

◆基準価額、純資産総額

◆基準価額の推移グラフ

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 10,155 円 |
| 純資産総額 | 137 百万円 |



◆ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3か月間 | 6か月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|--------|-----|-----|-----|------|-------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -2.52% | -1.10% | - | - | - | - | 0.59% |
| ベンチマーク収益率 | - | - | - | - | - | - | - |
| 差異 | - | - | - | - | - | - | - |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | - | - | - | - | - |
| ベンチマークリスク | ----- | ----- | - | - | - | - | - |

*ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドに再投資した場合の収益率です。
*収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお設定日が月中の場合、設定日の属する月の月次収益率は含んでいません。
*収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

◆資産配分

*ウェイトは、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

| 資産 | 投資対象 | ウェイト |
|-------------|--|--------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) | 20.61% |
| 先進国株式(除く日本) | 外国株式インデックス・マザーファンド | 20.56% |
| 新興国株式 | エマージング株式インデックス・マザーファンド | 5.71% |
| | 株式 合計 | 46.88% |
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド | 0.76% |
| 先進国債券(除く日本) | 外国債券パッシブ・マザーファンド | 13.64% |
| 先進国債券(除く日本) | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド | 24.48% |
| 新興国債券 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF | 2.78% |
| | 債券 合計 | 41.66% |
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド | 4.23% |
| 外国リート | 外国リート・インデックス・マザーファンド | 5.38% |
| | リート 合計 | 9.61% |
| 短期金融資産 | 現金、預金等 | 1.85% |
| | 短期金融資産 合計 | 1.85% |

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

〈リターン実績表〉 単位%

設定日：2017年9月14日

| リターン | リターン | リターン | リターン |
|---------------|------|------|------|
| 2018年4月 1.74 | | | |
| 2018年3月 -1.08 | | | |
| 2018年2月 -3.14 | | | |
| 2018年1月 -0.38 | | | |
| 2017年12月 1.26 | | | |
| 2017年11月 0.57 | | | |
| 2017年10月 1.71 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※リターンは、分配金再投資基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。
- ② イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの助言に基づき、基本資産配分比率を決定します。
- ③ 信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。
- ④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

下記の投資信託証券を主要投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

<投資対象とする投資信託>

●債券

| | |
|----------------------------|--|
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド |
| 先進国債券(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本) 為替ヘッジあり | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 新興国債券 為替ヘッジなし | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマーシング・マーケット債券ETF |

●株式

| | |
|---------------------|------------------------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) |
| 先進国株式(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国株式インデックス・マザーファンド |
| 新興国株式 為替ヘッジなし | エマーシング株式インデックス・マザーファンド |

●リート

| | |
|---------------|----------------------|
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド |
| 外国リート 為替ヘッジなし | 外国リート・インデックス・マザーファンド |

3. 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2017年9月14日

6. 信託期間

2017年9月14日から2037年9月15日まで

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

<ファンド>

ファンドの純資産総額に対して年0.9504%(税抜き0.88%)

<内訳(税抜き)>

委託会社 年0.39%

販売会社 年0.46%

受託会社 年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

<投資対象とする投資信託>

年0.4%程度(最大)

※管理報酬等は年度によって異なります。

<実質的な負担>

ファンドの純資産総額に対して

年0.9904%(最大)(税抜き0.92%)程度

※実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。

※ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。

10. 信託報酬以外のコスト

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、ファンドの純資産総額に年0.00648%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、マザーファンドの購入・解約に伴う信託財産留保額等(それらにかかる消費税相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

14. 解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 配分方針

- ・年1回(原則として毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
 - ・分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

17. お申込不可日等

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)
再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

② 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

③ 不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

⑥ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

◆ファンドの特色

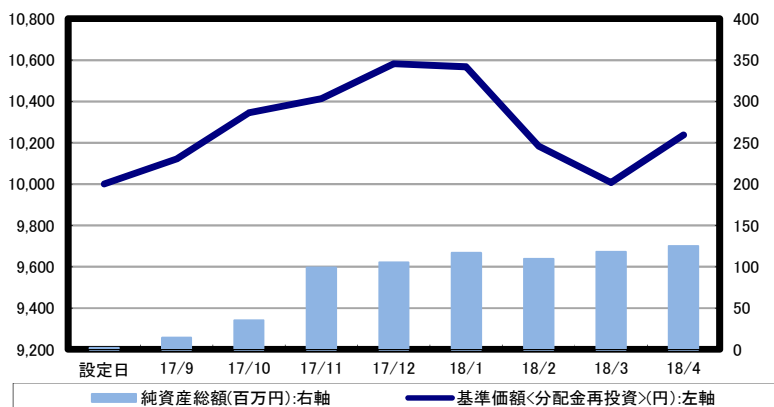
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に投資します。
- ・ベンチマーク ありません。
- ・目標とする運用成果 信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

◆基準価額、純資産総額

◆基準価額の推移グラフ

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 10,237 円 |
| 純資産総額 | 125 百万円 |



◆ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3か月間 | 6か月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|--------|-----|-----|-----|------|-------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -3.12% | -1.04% | - | - | - | - | 1.14% |
| ベンチマーク収益率 | - | - | - | - | - | - | - |
| 差異 | - | - | - | - | - | - | - |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | - | - | - | - | - |
| ベンチマークリスク | ----- | ----- | - | - | - | - | - |

*ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドに再投資した場合の収益率です。
*収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお設定日が月中の場合、設定日の属する月の月次収益率は含んでいません。
*収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

◆資産配分

*ウェイトは、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

| 資産 | 投資対象 | ウェイト |
|-------------|--|--------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) | 25.74% |
| 先進国株式(除く日本) | 外国株式インデックス・マザーファンド | 25.57% |
| 新興国株式 | エマージング株式インデックス・マザーファンド | 9.72% |
| | 株式 合計 | 61.03% |
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド | 0.93% |
| 先進国債券(除く日本) | 外国債券パッシブ・マザーファンド | 10.61% |
| 先進国債券(除く日本) | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド | 10.62% |
| 新興国債券 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF | 3.87% |
| | 債券 合計 | 26.03% |
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド | 4.88% |
| 外国リート | 外国リート・インデックス・マザーファンド | 5.92% |
| | リート 合計 | 10.80% |
| 短期金融資産 | 現金、預金等 | 2.13% |
| | 短期金融資産 合計 | 2.13% |

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

〈リターン実績表〉

単位%

設定日：2017年9月14日

| | リターン | | リターン | | リターン | | リターン |
|----------|-------|--|------|--|------|--|------|
| 2018年4月 | 2.30 | | | | | | |
| 2018年3月 | -1.74 | | | | | | |
| 2018年2月 | -3.62 | | | | | | |
| 2018年1月 | -0.14 | | | | | | |
| 2017年12月 | 1.61 | | | | | | |
| 2017年11月 | 0.67 | | | | | | |
| 2017年10月 | 2.20 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※リターンは、分配金再投資基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。
- ② イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの助言に基づき、基本資産配分比率を決定します。
- ③ 信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

- ④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

下記の投資信託証券を主要投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

<投資対象とする投資信託>

●債券

| | |
|----------------------------|--|
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド |
| 先進国債券(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本) 為替ヘッジあり | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド |
| 新興国債券 為替ヘッジなし | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマーシング・マーケット債券ETF |

●株式

| | |
|---------------------|------------------------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) |
| 先進国株式(除く日本) 為替ヘッジなし | 外国株式インデックス・マザーファンド |
| 新興国株式 為替ヘッジなし | エマーシング株式インデックス・マザーファンド |

●リート

| | |
|---------------|----------------------|
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド |
| 外国リート 為替ヘッジなし | 外国リート・インデックス・マザーファンド |

3. 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2017年9月14日

6. 信託期間

2017年9月14日から2037年9月15日まで

7. 償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

8. 決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

<ファンド>

ファンドの純資産総額に対して年0.9504%(税抜き0.88%)

<内訳(税抜き)>

委託会社 年0.39%

販売会社 年0.46%

受託会社 年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

<投資対象とする投資信託>

年0.4%程度(最大)

※管理報酬等は年度によって異なります。

<実質的な負担>

ファンドの純資産総額に対して

年0.9904%(最大)(税抜き0.92%)程度

※実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。

※ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。

10. 信託報酬以外のコスト

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、ファンドの純資産総額に年0.00648%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、マザーファンドの購入・解約に伴う信託財産留保額等(それらにかかる消費税相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.分配方針

- ・年1回(原則として毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
 - ・分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

17.お申込不可日等

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)
再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

①株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

③不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

⑥カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

◆ファンドの特色

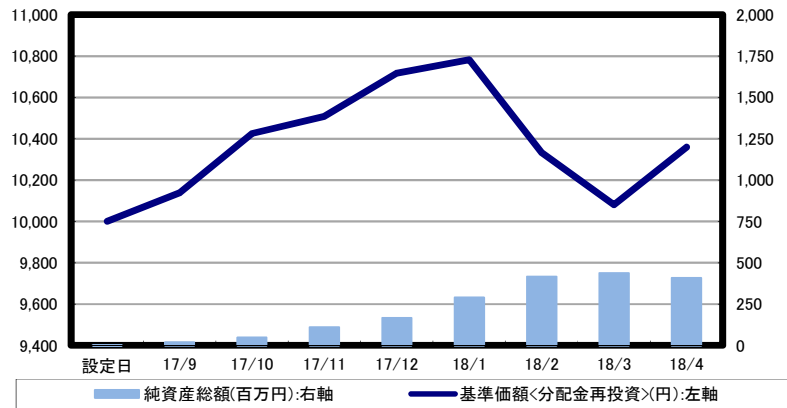
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に投資します。
- ・ベンチマーク ありません。
- ・目標とする運用成果 信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

◆基準価額、純資産総額

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 10,359 円 |
| 純資産総額 | 408 百万円 |

◆基準価額の推移グラフ



◆ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3カ月間 | 6カ月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|--------|-----|-----|-----|------|-------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -3.92% | -0.64% | - | - | - | - | 2.18% |
| ベンチマーク収益率 | - | - | - | - | - | - | - |
| 差異 | - | - | - | - | - | - | - |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | - | - | - | - | - |
| ベンチマークリスク | ----- | ----- | - | - | - | - | - |

* ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドに再投資した場合の収益率です。
* 収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお設定日が月中の場合、設定日の属する月の月次収益率は含んでいません。
* 収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

◆資産配分

* ウェイトは、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

| 資産 | 投資対象 | ウェイト |
|-------------|--|--------|
| 国内株式 | 国内株式インデックス・マザーファンド(B号) | 29.96% |
| 先進国株式(除く日本) | 外国株式インデックス・マザーファンド | 29.83% |
| 新興国株式 | エマージング株式インデックス・マザーファンド | 16.19% |
| | 株式 合計 | 75.98% |
| 国内債券 | 国内債券パッシブ・マザーファンド | 0.95% |
| 先進国債券(除く日本) | 外国債券パッシブ・マザーファンド | 3.74% |
| 先進国債券(除く日本) | ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド | 1.81% |
| 新興国債券 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF | 4.64% |
| | 債券 合計 | 11.14% |
| 国内リート | Jリート・インデックス・マザーファンド | 3.82% |
| 外国リート | 外国リート・インデックス・マザーファンド | 4.85% |
| | リート 合計 | 8.67% |
| 短期金融資産 | 現金、預金等 | 4.21% |
| | 短期金融資産 合計 | 4.21% |

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

＜リターン実績表＞ 単位%

設定日: 2017年9月14日

| 2018年4月 | リターン | リターン | リターン | リターン |
|----------|-------|------|------|------|
| 2018年4月 | 2.76 | | | |
| 2018年3月 | -2.44 | | | |
| 2018年2月 | -4.16 | | | |
| 2018年1月 | 0.61 | | | |
| 2017年12月 | 1.99 | | | |
| 2017年11月 | 0.79 | | | |
| 2017年10月 | 2.84 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※リターンは、分配金再投資基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

この投資信託は、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券市場を代表する指数で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目的として運用を行います。

2.主要投資対象

親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券への投資を通じて、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券を主な投資対象とします。

3.主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合には制限はありません。

4.ベンチマーク

各投資対象資産を代表する指数(以下、「対象指数」といいます。)で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目指します。複合インデックスは、対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への資産配分比率を乗じて算出されます。

(対象指数)

NOMURA-BPI総合、TOPIX(東証株価指数)、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)、MSCIコクサイ指数(円換算ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2018年1月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または購入者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

8.決算日

毎年8月2日(但し、休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して年0.6302%(税抜0.6000%)以内となります。

(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬)ファンドの純資産総額に対して年0.3934%(税抜0.3643%)の率を乗じて得た額

委託会社：年0.1504%(税抜0.1393%)

販売会社：年0.2160%(税抜0.2000%)

受託会社：年0.0270%(税抜0.0250%)

(B)投資する上場投資信託証券に係る報酬等投資対象ファンドの信託報酬(投資対象ファンドから支払われます。)年0.2368%(税抜0.2357%)以内

10.信託報酬以外のコスト

目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.108%(税抜0.10%)を上限としてファンドから支払うことができます。

ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として8月2日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休場日、ロンドンの銀行の休業日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても申込・解約請求は受け付けません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込・解約の受付を中止・取消しする場合があります。また確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社(信託財産の運用の指図等を行います。)

投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッドに委託します。

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

2. 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

3. 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

4. 為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

5. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。エマージング(新興国)市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

6. 不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該不動産投資信託証券の上場廃止等)を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

7. デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

8. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

※複合インデックスの基本投資割合は定期的に見直しされます。したがって、ファンドの各資産への投資割合も変動しうるため、一定の固定された割合で投資する場合と比べ、当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への割合が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への割合が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

9. ファンド運営上のリスク

- 取得申込および解約申込の受付の中止・取消
- 信託の途中終了
- 法令・税制・会計等の変更

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

◆ ファンドの特色

元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象……国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券を主な投資対象とします。
- ・ベンチマーク……複合インデックス
- ・目標とする運用成果……各投資対象資産を代表する指数で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目指します。

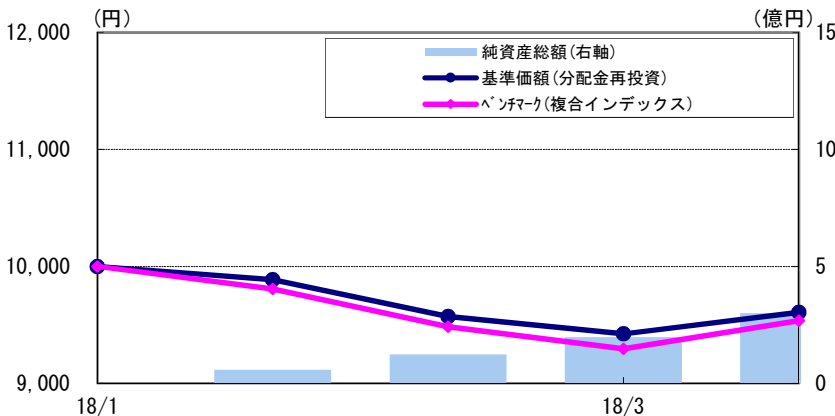
◆ 基準価額、純資産総額

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,606円 |
| 純資産総額 | 3.0億円 |

◆ 資産構成

| | |
|------------|-------|
| 債券 | 29.8% |
| 国内 | 19.9% |
| 先進国 | 9.9% |
| 株式 | 62.9% |
| 国内 | 26.0% |
| 先進国 | 29.8% |
| 新興国 | 7.1% |
| 投資証券(REIT) | 7.0% |
| 先進国 | 7.0% |
| キャッシュ等 | 0.2% |

◆ 基準価額の推移グラフ



※投資対象ファンドの資産区分を基に計算したものです。
※投資対象ファンドが現金等を保有している場合は、投資対象ファンドの資産区分に含まれます。

※ベンチマーク(は設定日前日を10,000とした指数値を使用しています。基準価額については、課税前の分配金を再投資したものと計算し指数化していますので、実際の基準価額とは異なります。

◆ ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3ヶ月間 | 6ヶ月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|------|-----|-----|-----|------|--------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -2.83% | - | - | - | - | - | -3.94% |
| ベンチマークの収益率 | -2.79% | - | - | - | - | - | -4.65% |
| 差異 | -0.04% | - | - | - | - | - | 0.71% |
| ファンドリスク(分配金再投資) | 2.62% | - | - | - | - | - | - |
| ベンチマークのリスク | 3.09% | - | - | - | - | - | - |

※ファンド(分配金再投資)の収益率は、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドを購入(再投資)した場合の収益率です。
※収益率は運用期間が1年以上のものに関しては、年率換算しております。

◆ 組入れ上位銘柄(%)

| 順位 | 銘柄 | 比率 |
|----|------------------------------|------|
| 1 | ISHARES MSCI KOKUSAI ETF | 29.8 |
| 2 | ISHARES TPX ETF | 26.0 |
| 3 | 国内債券インデックス・マザーファンド | 19.9 |
| 4 | 先進国債券インデックス・マザーファンド | 9.9 |
| 5 | ISHARES MSCI EMERGING MARKET | 7.1 |
| 6 | 先進国リート・インデックス・マザーファンド | 7.0 |

※比率は対純資産総額比

(ご参考)基本投資割合(%)

| 資産区分 | 割合 |
|--------|-------|
| 国内債券 | 20.0 |
| 先進国債券 | 10.0 |
| 国内株式 | 25.9 |
| 先進国株式 | 30.0 |
| 新興国株式 | 7.1 |
| 先進国リート | 7.0 |
| 合計 | 100.0 |

複合インデックスとは

対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への基本投資割合を掛け合わせた複合インデックスを当ファンドのベンチマークとします。基本投資割合は、投資対象とする各資産の長期の期待収益率およびリスク等に応じて定期的に見直されます。その際、複合インデックスの変動リスクの水準をあらかじめ定めた目標値程度となるように基本投資割合を決定します。

◆ 過去1ヶ月間の運用経過

4月は基本投資割合の変更は行っていません。基本投資割合に基づく長期的な資産成長を重視した分散投資の継続を行いました。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

元本確保型の商品ではありません

<月間リターン実績表>

設定日 2018年1月10日

| | リターン |
|----------|--------|
| 2018年4月 | 1.94% |
| 2018年3月 | -1.55% |
| 2018年2月 | -3.19% |
| 2018年1月 | |
| 2017年12月 | |
| 2017年11月 | |
| 2017年10月 | |
| 2017年9月 | |
| 2017年8月 | |
| 2017年7月 | |
| 2017年6月 | |
| 2017年5月 | |

| | リターン |
|----------|------|
| 2015年4月 | |
| 2015年3月 | |
| 2015年2月 | |
| 2015年1月 | |
| 2014年12月 | |
| 2014年11月 | |
| 2014年10月 | |
| 2014年9月 | |
| 2014年8月 | |
| 2014年7月 | |
| 2014年6月 | |
| 2014年5月 | |

| | リターン |
|----------|------|
| 2012年4月 | |
| 2012年3月 | |
| 2012年2月 | |
| 2012年1月 | |
| 2011年12月 | |
| 2011年11月 | |
| 2011年10月 | |
| 2011年9月 | |
| 2011年8月 | |
| 2011年7月 | |
| 2011年6月 | |
| 2011年5月 | |

| | リターン |
|----------|------|
| 2009年4月 | |
| 2009年3月 | |
| 2009年2月 | |
| 2009年1月 | |
| 2008年12月 | |
| 2008年11月 | |
| 2008年10月 | |
| 2008年9月 | |
| 2008年8月 | |
| 2008年7月 | |
| 2008年6月 | |
| 2008年5月 | |

| | |
|----------|--|
| 2017年4月 | |
| 2017年3月 | |
| 2017年2月 | |
| 2017年1月 | |
| 2016年12月 | |
| 2016年11月 | |
| 2016年10月 | |
| 2016年9月 | |
| 2016年8月 | |
| 2016年7月 | |
| 2016年6月 | |
| 2016年5月 | |

| | |
|----------|--|
| 2014年4月 | |
| 2014年3月 | |
| 2014年2月 | |
| 2014年1月 | |
| 2013年12月 | |
| 2013年11月 | |
| 2013年10月 | |
| 2013年9月 | |
| 2013年8月 | |
| 2013年7月 | |
| 2013年6月 | |
| 2013年5月 | |

| | |
|----------|--|
| 2011年4月 | |
| 2011年3月 | |
| 2011年2月 | |
| 2011年1月 | |
| 2010年12月 | |
| 2010年11月 | |
| 2010年10月 | |
| 2010年9月 | |
| 2010年8月 | |
| 2010年7月 | |
| 2010年6月 | |
| 2010年5月 | |

| | |
|----------|--|
| 2016年4月 | |
| 2016年3月 | |
| 2016年2月 | |
| 2016年1月 | |
| 2015年12月 | |
| 2015年11月 | |
| 2015年10月 | |
| 2015年9月 | |
| 2015年8月 | |
| 2015年7月 | |
| 2015年6月 | |
| 2015年5月 | |

| | |
|----------|--|
| 2013年4月 | |
| 2013年3月 | |
| 2013年2月 | |
| 2013年1月 | |
| 2012年12月 | |
| 2012年11月 | |
| 2012年10月 | |
| 2012年9月 | |
| 2012年8月 | |
| 2012年7月 | |
| 2012年6月 | |
| 2012年5月 | |

| | |
|----------|--|
| 2010年4月 | |
| 2010年3月 | |
| 2010年2月 | |
| 2010年1月 | |
| 2009年12月 | |
| 2009年11月 | |
| 2009年10月 | |
| 2009年9月 | |
| 2009年8月 | |
| 2009年7月 | |
| 2009年6月 | |
| 2009年5月 | |

※月末の基準価額にて算出

※リターンは分配金再投資ベース

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> 愛称:jrevive<DC年金>

投資信託協会分類: 追加型株式投資信託/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
 ・株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
 ・組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 株価水準、b. 財務安定性、c. 短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、d. 企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。
 ・エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

2.主要投資対象

中小型割安成長株・マザーファンド受益証券(マザーファンドは、我が国の金融商品取引市場に上場する中小型株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

・マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
 ・外貨建資産への投資は行いません。等

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2016年4月21日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月10日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.62%(税抜:年1.5%)
 内訳: 委託会社年0.9288%(税抜:年0.86%)、
 販売会社年0.6372%(税抜:年0.59%)、
 受託会社年0.054%(税抜:年0.05%)

10.信託報酬以外のコスト

・組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等ファンドから都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
 ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了の時に支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額に0.3%を乗じた額

16.収益分配

年1回の決算時(原則として4月10日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> 愛称:jrevive<DC年金>

投資信託協会分類: 追加型株式投資信託/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

2. 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

3. 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>
愛称:jrevive<DC年金>

◆ファンドの特色

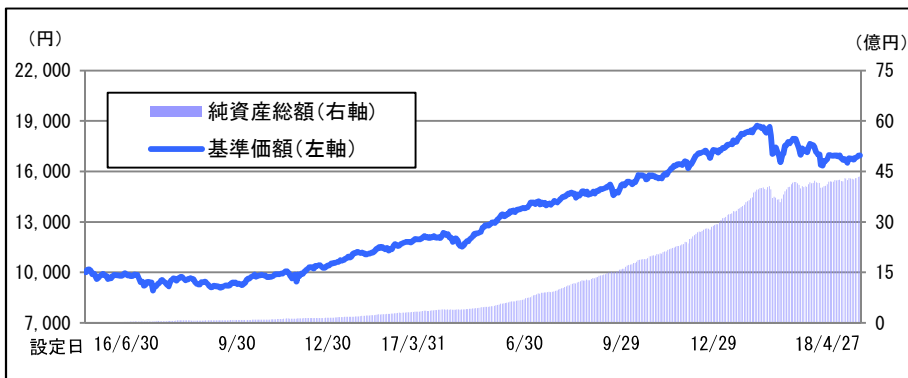
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じ、上場株式のうち中小型株式を主要投資対象とします。
- ・ベンチマーク 本ファンドにベンチマークはありません。
- ・目標とする運用成果 信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

◆基準価額、純資産総額

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 16,949円 |
| 純資産総額 | 4,344百万円 |

◆基準価額の推移グラフ



* 基準価額は、信託報酬控除後の値です。

◆資産構成

| | |
|--------|--------|
| 株式 | 97.20% |
| 一部上場 | 82.00% |
| 二部上場 | 5.56% |
| 地方単独 | 0.00% |
| ジャスダック | 9.21% |
| その他 | 0.44% |
| 株式先物 | 0.00% |
| 株式実質 | 97.20% |
| 現金等 | 2.80% |

* 比率は純資産総額対比

◆ファンド(分配金再投資)とベンチマークの収益率とリスク(標準偏差)

| | 3ヶ月間 | 6ヶ月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -7.40% | 4.46% | 37.45% | ----- | ----- | ----- | 31.66% |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | 13.12% | ----- | ----- | ----- | 12.70% |

* ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドを購入(再投資)した場合の収益率です。

* 収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお設定日が月中の場合、設定日が属する月の月次収益率は含んでいません。

* 収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

◆株式組入上位10業種

| 業種 | ファンドのウェイト |
|------------|-----------|
| 1 サービス業 | 28.50% |
| 2 機械 | 14.66% |
| 3 電気機器 | 11.81% |
| 4 小売業 | 10.89% |
| 5 情報・通信業 | 6.96% |
| 6 精密機器 | 3.93% |
| 7 ガラス・土石製品 | 3.63% |
| 8 卸売業 | 3.47% |
| 9 その他製品 | 3.19% |
| 10 不動産業 | 3.04% |

* ファンドのウェイトは当ファンドの純資産総額対比

◆株式組入上位10銘柄

(組入れ銘柄数: 61)

| 銘柄名 | ファンドのウェイト |
|------------------|-----------|
| 1 ダイセキ | 3.79% |
| 2 くらコーポレーション | 3.72% |
| 3 ジョイフル本田 | 3.65% |
| 4 ホシザキ | 3.64% |
| 5 ニチハ | 3.63% |
| 6 東京精密 | 3.34% |
| 7 ラウンドワン | 3.11% |
| 8 飯田グループホールディングス | 3.04% |
| 9 日精エー・エス・ビー機械 | 2.96% |
| 10 リゾートトラスト | 2.85% |

* ファンドのウェイトは当ファンドの純資産総額対比

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>
愛称:jrevive<DC年金>

<リターン実績表>

単位%

設定日2016年4月21日

| リターン | リターン | リターン | リターン |
|----------|-------|------|------|
| 2018年4月 | -0.11 | | |
| 2018年3月 | -5.28 | | |
| 2018年2月 | -2.13 | | |
| 2018年1月 | 3.07 | | |
| 2017年12月 | 3.42 | | |
| 2017年11月 | 5.82 | | |
| 2017年10月 | 3.04 | | |
| 2017年9月 | 4.04 | | |
| 2017年8月 | 3.02 | | |
| 2017年7月 | 4.42 | | |
| 2017年6月 | 4.29 | | |
| 2017年5月 | 9.41 | | |
| 2017年4月 | 0.93 | | |
| 2017年3月 | 3.31 | | |
| 2017年2月 | 3.30 | | |
| 2017年1月 | 4.69 | | |
| 2016年12月 | 4.90 | | |
| 2016年11月 | 3.53 | | |
| 2016年10月 | 3.30 | | |
| 2016年9月 | 5.78 | | |
| 2016年8月 | -4.62 | | |
| 2016年7月 | 3.24 | | |
| 2016年6月 | -6.00 | | |
| 2016年5月 | 1.81 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※リターンは、分配金込み基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ■「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。 ■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。 ■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。 ■当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)

追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

30年を超える長いトラックレコードと優れた運用実績がある「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド」と同じ運用手法の「ファースト・イーグル・グローバル・バリュエーション・マスター・ファンド」(以下「マスター・ファンド」)へ、主に投資します。主に割安と判断される世界の株式等を実質的に投資し、ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

2.主要投資対象

ケイマン籍の外国投資信託「ファースト・イーグル・グローバル・バリュエーション・マスター・ファンド」の受益証券とルクセンブルク籍の外国籍投資法人「Amundi Funds キャッシュ・USD」の投資証券に投資します。世界の株式等への実質的な投資は「ファースト・イーグル・グローバル・バリュエーション・マスター・ファンド」を通じて行います。世界各国(エマージング地域にも投資することがあります。)の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、フリーキャッシュフロー等、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。分析の結果、著しく割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。

3.主な投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2009年9月11日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより残存口数が10億口を下回ることとなった場合等には、(or 信託期間中に、やむを得ない事情が発生したとき等は、)信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月、12月の5日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.2096%(税抜1.12%)

(本資料作成日現在、年率)

| 販売会社ごとの純資産総額※ | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------------|----------------|----------------|------------------|
| 250億円未満 | 0.432%(税抜0.4%) | 0.756%(税抜0.7%) | 0.0216%(税抜0.02%) |
| 250億円以上 | 0.324%(税抜0.3%) | 0.864%(税抜0.8%) | 0.0216%(税抜0.02%) |

※ファンドの純資産総額の合計額とします。

10.信託報酬以外のコスト

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等)に相当する金額を含みます。)および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年2回の決算時(原則として6月および12月の5日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■ジャパン・ペンション・ナビゲーターは、確定拠出年金法に基づいて登録された運営管理機関であり、運用商品の販売を目的とする会社ではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)

追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：基準価額・解約価額が10,000口当りで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アムディ・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社(信託財産の管理業務等を行います。)

24.基準価額の主な変動要因等

① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。ファンドは実質的に金のETF(=Exchange-Traded Fund(上場投資信託))を組入れる場合があり、この場合の金の価格は、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動、技術の動向など様々な要因の影響を受け、大きく下落することがありファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

③ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合や、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

⑥ カントリー・リスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりする場合、または取引・税制に新たな規制が突然設けられた場合、運用方針に沿った運用ができなくなることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■ジャパン・ペンション・ナビゲーターは、確定拠出年金法に基づいて登録された運営管理機関であり、運用商品の販売を目的とする会社ではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)

追加型投信／内外／株式

◆ファンドの特色

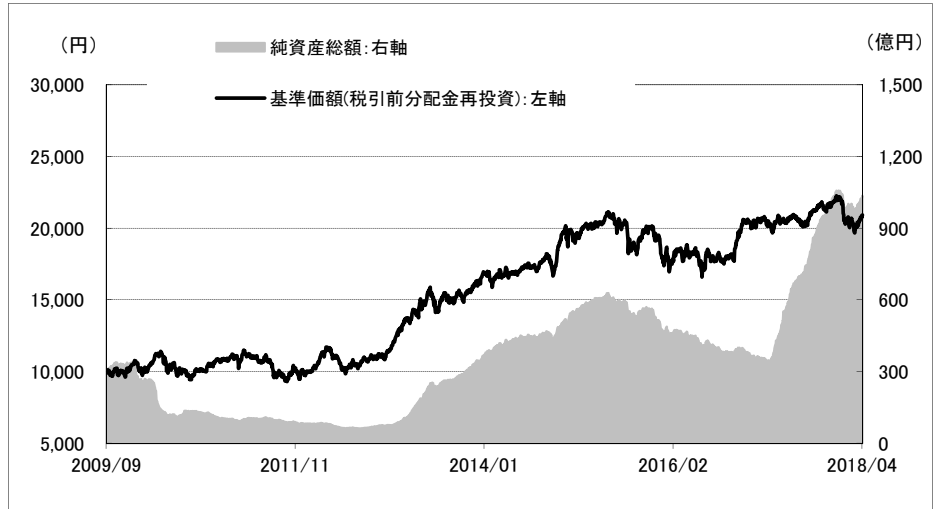
本商品は元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 …… 主として「ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド」(以下、マスター・ファンド)を通じて、世界の株式等へ実質的に投資します。
- …… 主に割安と判断される世界の株式等へ実質的に投資します。
- ・目標とする運用成果 …… ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求します。

◆基準価額、純資産総額

| | |
|-------------------|------------|
| 基準価額 | 15,469円 |
| 純資産総額 | 1,035.40億円 |
| * 既出分配金累計: 3,870円 | |

◆基準価額の推移グラフ



◆資産構成

| | |
|---------------------------------|--------|
| ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド | 98.59% |
| Amundi Funds キャット シュ・USD | 0.15% |
| 現金等 | 1.26% |

* 比率は純資産総額比です。

◆為替ヘッジ

| | |
|---------|---------|
| 為替ヘッジ比率 | 為替ヘッジなし |
|---------|---------|

◆ファンド(分配金再投資)の収益率とリスク(標準偏差)

| | 3ヶ月間 | 6ヶ月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|--------|-------|--------|--------|------|--------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -3.50% | -2.77% | 2.62% | 0.77% | 7.23% | - | 9.08% |
| ファンドリスク(分配金再投資) | ----- | ----- | 7.87% | 12.28% | 12.15% | - | 14.19% |

* ファンド収益率(分配金再投資)とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドを再購入(再投資)した場合の収益率です。

* 収益率・リスクともに月次収益率より算出。なお、設定日が月中の場合、設定日が属する月の月次収益率は含んでいません。

* 収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満(3ヶ月間、6ヶ月間)の場合は年率換算していません。

◆資産別配分

| 資産 | ウェイト |
|--------|-------|
| 米国株式 | 35.0% |
| 日本株式 | 11.4% |
| 欧州株式 | 12.6% |
| その他株式 | 6.4% |
| 金関連 | 10.7% |
| 債券 | 1.1% |
| 現金・その他 | 22.8% |

* 比率は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

* 比率は、マスター・ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

◆通貨別配分

| 通貨 | ウェイト |
|-------|-------|
| 米ドル | 73.0% |
| 円 | 8.6% |
| ユーロ | 5.2% |
| 英ポンド | 3.6% |
| カナダドル | 1.8% |
| その他 | 7.8% |

* 比率は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

* 比率は、金関連及び現金(米ドル)を含みます。

* 比率は、マスター・ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

◆組入上位10銘柄

(組入銘柄数:143銘柄)

| | 銘柄名 | ウェイト | 国名 |
|----|--------------|-------|----|
| 1 | 金ETF | 7.00% | 米国 |
| 2 | オラクル | 2.26% | 米国 |
| 3 | KDDI | 1.72% | 日本 |
| 4 | ウェアハウザー | 1.62% | 米国 |
| 5 | エクソン・モービル | 1.59% | 米国 |
| 6 | シュルンベルジェ | 1.56% | 米国 |
| 7 | ファナック | 1.55% | 日本 |
| 8 | マイクロソフト | 1.48% | 米国 |
| 9 | アメリカン・エキスプレス | 1.44% | 米国 |
| 10 | オムニコム・グループ | 1.35% | 米国 |

* 比率は、マスター・ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、アムンディ・ジャパン株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

日興レジェンド・イーグル・ファンド (資産成長コース)

追加型投信 / 内外 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

＜リターン実績表＞ 単位%

設定日 2009年9月11日

| | リターン | | リターン | | リターン | | リターン |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|--|------|
| 2018年4月 | 3.90 | 2015年4月 | 1.34 | 2012年4月 | -2.78 | | |
| 2018年3月 | -2.96 | 2015年3月 | -0.20 | 2012年3月 | 1.38 | | |
| 2018年2月 | -4.29 | 2015年2月 | 3.94 | 2012年2月 | 10.41 | | |
| 2018年1月 | -0.68 | 2015年1月 | -2.35 | 2012年1月 | 2.56 | | |
| 2017年12月 | 1.69 | 2014年12月 | 0.82 | 2011年12月 | 1.67 | | |
| 2017年11月 | -0.24 | 2014年11月 | 11.90 | 2011年11月 | -5.94 | | |
| 2017年10月 | 1.79 | 2014年10月 | -2.06 | 2011年10月 | 9.27 | | |
| 2017年9月 | 3.49 | 2014年9月 | 2.53 | 2011年9月 | -4.04 | | |
| 2017年8月 | -0.60 | 2014年8月 | 0.68 | 2011年8月 | -5.89 | | |
| 2017年7月 | -0.46 | 2014年7月 | 1.25 | 2011年7月 | -2.92 | | |
| 2017年6月 | 0.95 | 2014年6月 | 1.61 | 2011年6月 | -0.36 | | |
| 2017年5月 | 0.32 | 2014年5月 | 0.24 | 2011年5月 | -2.87 | | |
| 2017年4月 | -0.61 | 2014年4月 | -0.15 | 2011年4月 | 0.99 | | |
| 2017年3月 | 0.38 | 2014年3月 | 1.55 | 2011年3月 | 2.07 | | |
| 2017年2月 | 0.52 | 2014年2月 | 2.00 | 2011年2月 | 1.66 | | |
| 2017年1月 | -0.14 | 2014年1月 | -3.44 | 2011年1月 | 0.84 | | |
| 2016年12月 | 4.35 | 2013年12月 | 4.09 | 2010年12月 | 1.73 | | |
| 2016年11月 | 7.28 | 2013年11月 | 3.74 | 2010年11月 | 4.66 | | |
| 2016年10月 | 2.41 | 2013年10月 | 2.99 | 2010年10月 | -1.26 | | |
| 2016年9月 | -1.92 | 2013年9月 | 2.43 | 2010年9月 | 6.29 | | |
| 2016年8月 | -0.42 | 2013年8月 | -0.72 | 2010年8月 | -5.13 | | |
| 2016年7月 | 5.33 | 2013年7月 | 3.64 | 2010年7月 | 1.19 | | |
| 2016年6月 | -7.29 | 2013年6月 | -5.86 | 2010年6月 | -3.25 | | |
| 2016年5月 | 0.01 | 2013年5月 | 4.14 | 2010年5月 | -9.39 | | |
| 2016年4月 | -0.04 | 2013年4月 | 5.24 | 2010年4月 | 3.38 | | |
| 2016年3月 | 4.18 | 2013年3月 | 4.10 | 2010年3月 | 9.73 | | |
| 2016年2月 | -2.37 | 2013年2月 | 0.96 | 2010年2月 | -0.33 | | |
| 2016年1月 | -6.16 | 2013年1月 | 8.35 | 2010年1月 | -4.77 | | |
| 2015年12月 | -2.52 | 2012年12月 | 7.48 | 2009年12月 | 9.33 | | |
| 2015年11月 | 1.21 | 2012年11月 | 3.70 | 2009年11月 | -3.29 | | |
| 2015年10月 | 8.89 | 2012年10月 | 1.15 | 2009年10月 | 0.16 | | |
| 2015年9月 | -5.58 | 2012年9月 | 1.91 | | | | |
| 2015年8月 | -4.87 | 2012年8月 | 1.98 | | | | |
| 2015年7月 | -0.41 | 2012年7月 | 1.50 | | | | |
| 2015年6月 | -3.70 | 2012年6月 | 2.63 | | | | |
| 2015年5月 | 3.15 | 2012年5月 | -9.31 | | | | |

※リターンは、税引前分配金再投資ベース基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、アムンディ・ジャパン株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行い、日本を含む先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざします。
- ビッグデータやAI(人工知能)を活用したゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資します。
- MSCIワールド・インデックス(円ベース)を運用上の参考指標とします。

2.主要投資対象

ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-
ゴールドマン・サックス・グローバルCORE
エクイティ・ポートフォリオ

3.主な投資制限

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年2月24日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。

8.決算日

毎年6月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.323%(税抜き1.225%)
内訳：委託会社年0.648%(税抜き0.6%)、
販売会社年0.648%(税抜き0.6%)、
受託会社年0.027%(税抜き0.025%)

10.信託報酬以外のコスト

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。その他にも、有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等が差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として6月25日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。

GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22. 委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

1. 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本を含む先進国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界の株式市場の下落局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3. 為替変動リスク

本ファンドは、日本を含む先進国の株式を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。

GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)

◆ファンドの特色

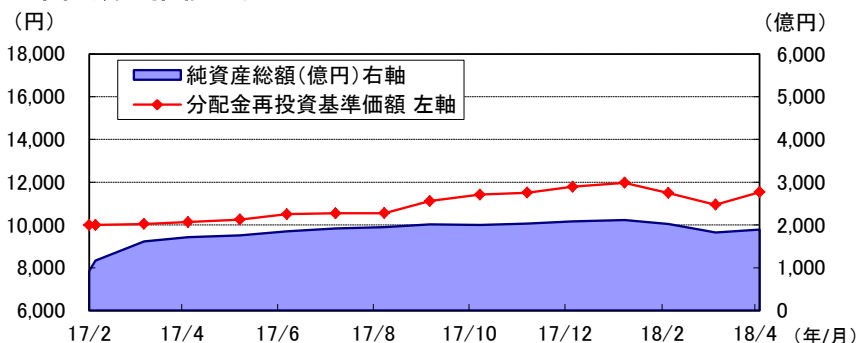
元本確保型の商品ではありません

- ・主な投資対象 日本を含む先進国の株式を主な投資対象とします。
- ・目標とする運用成果 信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
- ・為替リスク 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

◆基準価額、純資産総額

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 11,539円 |
| 純資産総額 | 1,892億円 |

◆基準価額の推移グラフ



◆資産構成

| | |
|------|--------|
| 株式 | 98.81% |
| 株式先物 | 0.40% |
| 株式実質 | 99.21% |
| 現金等 | 0.79% |

*比率は組入れファンドの純資産総額比です。

◆ファンド(分配金再投資)の収益率とリスク(標準偏差)

| | 3ヶ月間 | 6ヶ月間 | 1年間 | 3年間 | 5年間 | 10年間 | 設定来 |
|-----------------|--------|-------|--------|-----|-----|------|--------|
| ファンド収益率(分配金再投資) | -3.63% | 1.06% | 13.88% | - | - | - | 12.89% |
| ファンドリスク(分配金再投資) | | | 10.25% | - | - | - | 9.23% |

*ファンド(分配金再投資)の収益率とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドを購入(再投資)した場合の収益率です。

*収益率・リスクともに月次収益率より算出しています。

*収益率は期間が1年以上の場合は年率、期間が1年未満のものについては年率換算していません。

*上記の基準価額、分配金再投資基準価額およびファンドの期間別収益率は信託報酬控除後のものです。

◆株式国別配分上位

| 国 | ファンドのウェイト*1 |
|-----------|-------------|
| 1 米国 | 66.30% |
| 2 日本 | 10.09% |
| 3 英国 | 2.79% |
| 4 カナダ | 2.73% |
| 5 オーストラリア | 2.42% |
| 6 香港 | 2.13% |
| 7 ドイツ | 1.89% |
| 8 スペイン | 1.74% |
| 9 スイス | 1.72% |
| 10 オランダ | 1.68% |

◆株式業種配分上位

| 業種*2 | ファンドのウェイト*1 |
|--------------|-------------|
| 1 情報技術 | 17.41% |
| 2 金融 | 16.17% |
| 3 一般消費財・サービス | 15.26% |
| 4 ヘルスケア | 12.58% |
| 5 資本財・サービス | 9.30% |
| 6 エネルギー | 8.87% |
| 7 生活必需品 | 6.34% |
| 8 素材 | 5.45% |
| 9 不動産 | 5.06% |
| 10 公益事業 | 1.33% |

◆株式組入上位10銘柄

(組入銘柄数: 319)

| 銘柄名 | ファンドのウェイト*1 | 国 |
|----------------------|-------------|------|
| 1 アマゾン・ドット・コム | 1.62% | 米国 |
| 2 友邦保険控股(AIAグループ) | 1.53% | 香港 |
| 3 ボーイング | 1.24% | 米国 |
| 4 ENI | 1.19% | イタリア |
| 5 メルク | 1.12% | 米国 |
| 6 フェイスブック | 1.08% | 米国 |
| 7 アップル | 1.03% | 米国 |
| 8 IBM | 1.02% | 米国 |
| 9 バレロ・エナジー | 1.02% | 米国 |
| 10 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1.01% | 日本 |

*1 ファンドのウェイトは組入れファンドの純資産総額比です。

*2 Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

◆運用コメント

当月は世界株式市場が上昇し、外国為替市場では米ドル、ユーロ、英ポンドなどが対円で上昇するなか、本ファンドの収益率は前月末比+5.42%となりました。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

基準日 2018年4月27日

運営管理機関： ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)

〈リターン実績表〉 単位%

設定日2017年2月24日

| | リターン | | リターン | | リターン | | リターン |
|----------|-------|--|------|--|------|--|------|
| 2018年4月 | 5.42 | | | | | | |
| 2018年3月 | -4.76 | | | | | | |
| 2018年2月 | -4.02 | | | | | | |
| 2018年1月 | 1.56 | | | | | | |
| 2017年12月 | 2.42 | | | | | | |
| 2017年11月 | 0.81 | | | | | | |
| 2017年10月 | 2.70 | | | | | | |
| 2017年9月 | 5.33 | | | | | | |
| 2017年8月 | 0.11 | | | | | | |
| 2017年7月 | 0.38 | | | | | | |
| 2017年6月 | 2.47 | | | | | | |
| 2017年5月 | 1.15 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2017年4月 | 0.84 | | | | | | |
| 2017年3月 | 0.50 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※リターンは、分配金込み基準価額の月次騰落率を掲載

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。